

別表第一（第三条、第四条関係）  
対象事業及び個別計画の要件

事業の種類	内 容	対象事業の規模	個別計画の規模
一 道路の新設 又は改築	(一) 道路法（昭和二十七年法律第百八十号） 第三条第一号の高速自動車国道又は同法 第四十八条の二第一項若しくは第二項の 規定により指定しようとする道路（以下 「高速自動車国道等」という。）の新設  (二) 高速自動車国道等の改築（次に掲げるも のに限る。以下この項において同じ。） イ 道路構造令（昭和四十五年政令第三百 二十号）第二条第五号の車線（同条第六 号の付加追越車線、同条第七号の登坂車 線、同条第八号の屈折車線及び同条第九 号の変速車線を除く。以下同じ。）の数 を増加させるもの ロ 新たに道路を設けるもの ハ 道路の地下移設、高架移設その他の移 設（軽微な移設として知事が別に定める ものを除く。）を行うもの ニ 高架の道路又は橋りよりの施設更新 （橋脚、橋台又は桁の除却を伴う場合に 限る。）を行うもの  (三) 道路交通法（昭和三十五年法律第百五 号）第二条第一項第一号の道路（高速自動 車国道等を除く。以下「その他の道路」と いう。）の新設	全てのもの  改築する区間の長さが一キロメートル以 上のもの。ただし、その区間の長さが一キロ メートル未満であつても、高速自動車国道等 の対象事業の一部として実施するもの又は 対象事業を延長して実施するものは、軽微な ものとして知事が別に定めるものを除き、こ の限りでない。	四車線以上で、かつ、その区間の長さが一 キロメートル以上のもの。ただし、四車線以 上で、かつ、その区間の長さが一キロメー トル未満であつても、その他の道路の対象事業 の一部として実施するもの又は対象事業を 延長して実施するものは、軽微なものとして 知事が別に定めるものを除き、この限りでない。

	<p>(四) その他の道路の改築</p>	<p>四車線以上(改築の結果四車線以上になるものを含む。)で、かつ、改築する区間の長さが一キロメートル以上のもの。ただし、四車線以上で、かつ、その区間の長さが一キロメートル未満であつても、その他の道路の対象事業の一部として実施するもの又は対象事業を延長して実施するものは、軽微なものとして知事が別に定めるものを除き、この限りでない。</p>	<p>四車線以上(改築の結果四車線以上になるものを含む。)で、かつ、改築する区間の長さが二キロメートル以上のもの</p>
<p>二 河川法(昭和三十一年法律第六十七号)第三條第一項に規定する河川に関するダム、湖沼水位調節施設若しくは放水路の新築又は堰の新築若しくは改築</p>	<p>(一) ダム(河川の流水を貯留し、又は取水するために設置するダムに限る。)の新築</p> <p>(二) 堰の新築</p> <p>(三) 堰の改築</p> <p>(四) 湖沼水位調節施設の新築</p> <p>(五) 放水路(河川を分岐して新たな河川を開削し、流水を直接海や水系の異なる他の河川に放流する水路をいう。)の新築</p>	<p>基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル以上で、かつ、通常貯留される流水の最高水位における水平面が土地に接する線によつて囲まれる区域(以下「湛水区域」という。)の面積が七十五ヘクタール以上のもの</p> <p>湛水区域の面積が七十五ヘクタール以上のもの</p> <p>増加する湛水区域の面積が三十七・五ヘクタール以上で、かつ、改築後の湛水区域の面積が七十五ヘクタール以上のもの</p> <p>施設が設置される土地の面積及び施設の操作により露出することとなる水底の最大の水平投影面積の合計が七十五ヘクタール以上のもの</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p>
		<p>河川法第六條第一項の河川区域の幅が三十メートル以上で、かつ、長さが一キロメートル以上のもの又は七十五ヘクタール以上の土地の形状を変更するもの</p>	<p>河川法第六條第一項の河川区域の幅が三十メートル以上で、かつ、長さが二キロメートル以上のもの</p>

<p>三 鉄道、軌道又はモノレールの建設又は改良</p>	<p>(一) 全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)第二条の新幹線鉄道、鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第一項の鉄道事業の用に供する鉄道若しくは同条第六項の専用鉄道(以下これを「鉄道」という。)又は軌道法(大正十年法律第七十六号)の適用を受ける軌道(以下「軌道」という。)の建設</p> <p>(二) 鉄道に係る鉄道施設又は軌道に係る線路の改良(次に掲げるものに限る。) イ 本線路の増設(一の停車場に係るものを除く。)を行うもの ロ 本線路の地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設として知事が別に定めるものを除く。)を行うもの ハ 高架の本線路又は橋りょう(本線路に係るものに限る。)の施設更新(橋脚、橋台又は桁の除却を伴う場合に限る。)を行うもの</p>	<p>全てのもの</p> <p>改良する区間の長さが一キロメートル以上のもの。ただし、その区間の長さが一キロメートル未満であつても、対象事業の一部として実施するもの又は対象事業を延長して実施するものは、軽微なものとして知事が別に定めるものを除き、この限りでない。</p>	<p>全国新幹線鉄道整備法第二条の新幹線鉄道の建設を除く全てのもの</p> <p>改良する区間の長さが二キロメートル以上のもの(全国新幹線鉄道整備法第二条の新幹線鉄道に係る鉄道施設の改良を除く。)</p>
<p>四 飛行場の設置又は変更</p>	<p>(一) 航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第七十五条第一項の陸上空港等若しくは自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二条第一項の自衛隊(以下「自衛隊」という。)が設置する陸上空港等(以下「陸上空港等」という。)又は同令第七十五条第一項の陸上ヘリポート若しくは自衛隊が設置する陸上ヘリポート(以下「陸上ヘリポート」という。)の新設</p> <p>(二) 陸上空港等又は陸上ヘリポートの滑走路の新設又は位置の変更</p> <p>(三) 陸上空港等又は陸上ヘリポートの滑走路の延長</p>	<p>全てのもの</p> <p>全てのもの</p>	<p>全てのもの</p> <p>全てのもの</p>
		<p>次のいずれかに該当するもの イ 航空法施行規則第七十五条第二項の着</p>	

	<p>五 発電所又は送電線路の設置又は変更</p>
<p>陸帯の等級（以下「着陸帯の等級」という。）又は飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）別表第一に掲げる滑走路の長さによる等級（以下「滑走路の等級」という。）の変更を伴うもの</p> <p>ロ 着陸帯の等級がA級の着陸帯又は滑走路の等級がA級の滑走路の場合は、陸上空港等にあつては延長する部分が五百メートル以上、陸上ヘリポートにあつては延長する部分が五十メートル以上のもの</p>	<p>（四）陸上空港等又は陸上ヘリポートの施設更新（既存の施設の全部を除却する場合に限る。）</p> <p>（一）発電所（火力、水力、地熱又は原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の総体をいう。以下同じ。）の新設</p>
<p>陸帯の等級（以下「着陸帯の等級」という。）又は飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）別表第一に掲げる滑走路の長さによる等級（以下「滑走路の等級」という。）の変更を伴うもの</p> <p>ロ 着陸帯の等級がA級の着陸帯又は滑走路の等級がA級の滑走路の場合は、陸上空港等にあつては延長する部分が五百メートル以上、陸上ヘリポートにあつては延長する部分が五十メートル以上のもの</p>	<p>（二）発電所の増設（三）に該当するものを除く。）</p> <p>（一）発電所（火力、水力、地熱又は原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の総体をいう。以下同じ。）の新設</p>
<p>陸帯の等級（以下「着陸帯の等級」という。）又は飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）別表第一に掲げる滑走路の長さによる等級（以下「滑走路の等級」という。）の変更を伴うもの</p> <p>ロ 着陸帯の等級がA級の着陸帯又は滑走路の等級がA級の滑走路の場合は、陸上空港等にあつては延長する部分が五百メートル以上、陸上ヘリポートにあつては延長する部分が五十メートル以上のもの</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 火力による発電にあつては、出力の合計が十一万二千五百キロワット以上のもの</p> <p>ロ 水力による発電にあつては、出力の合計が二万二千五百キロワット以上のもの</p> <p>ハ 地熱による発電にあつては、出力の合計が七千五百キロワット以上のもの</p> <p>ニ 原子力による発電にあつては、全てのもの</p> <p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 火力による発電にあつては、増加する出力の合計が五万六千二百五十キロワット以上かつ増設後の出力の合計が十一万二千五百キロワット以上のもの</p> <p>ロ 水力による発電にあつては、増加する出力の合計が一万一千二百五十キロワット以上かつ増設後の出力の合計が二万二千</p>

	(三) 発電所の施設更新	
<p>五百キロワット以上のもの</p> <p>ハ 地熱による発電にあつては、増加する出力の合計が三千七百五十キロワット以上かつ増設後の出力の合計が七千五百キロワット以上のもの</p> <p>ニ 原子力による発電にあつては、全てのもの</p>		<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 火力による発電にあつては、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(イ) 新たな施設の出力の合計が十一万二千五百キロワット以上のもの (ロ) に該当するものを除く。</p> <p>(ロ) 増加する出力の合計が五万六千二百五十キロワット以上かつ施設更新後の出力の合計が十一万二千五百キロワット以上のもの</p> <p>ロ 水力による発電にあつては、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(イ) 新たな施設の出力の合計が二万二千五百キロワット以上のもの (ロ) に該当するものを除く。</p> <p>(ロ) 増加する出力の合計が一万一千二百五十キロワット以上かつ施設更新後の出力の合計が二万二千五百キロワット以上のもの</p> <p>ハ 地熱による発電にあつては、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(イ) 新たな施設の出力の合計が七千五百キロワット以上のもの (ロ) に該当するものを除く。</p>

<p>六 ガス製造所の設置又は変更</p>	<p>(一) ガス事業法施行規則(昭和四十五年通商産業省令第九十七号)別表第一に掲げる製造所(以下「ガス製造所」という。)の設置</p> <p>(二) ガス製造所の増設</p>	<p>(一) ガス製造設備の製造能力の合計が、圧力が一気圧で、温度が摂氏零度の状態に換算して、一日当たり百五十万立方メートル以上のもの</p> <p>(二) 増加するガス製造設備の製造能力の合計が、圧力が一気圧で、温度が摂氏零度の状態に換算して、一日当たり七十五万立方メートル以上で、かつ、増設後のガス製造設備の製造能力の合計が圧力が一気圧で、温度が摂氏零度の状態に換算して、一日当たり百五十万立方メートル以上のもの</p>	<p>—</p>		<p>(四) 電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)第一条第二項第二号の送電線路(架空線のものに限る。以下「送電線路」という。)の新設</p> <p>(五) 送電線路の延長</p> <p>(六) 送電線路の電圧の変更(昇圧に限る。)</p> <p>(七) 送電線路の移設(鉄塔の移設を伴う場合に限る。)</p> <p>(八) 送電線路の施設更新(鉄塔の除却を伴う場合に限る。)</p>	<p>(ロ) 増加する出力の合計が三千七百五十キロワット以上かつ施設更新後の出力の合計が七千五百キロワット以上のもの</p> <p>電圧が十七万ボルト以上で、かつ、長さが一キロメートル以上のもの</p> <p>電圧が十七万ボルト以上で、かつ、延長する区間の長さが一キロメートル以上のもの</p> <p>電圧を十七万ボルト以上に変更し、かつ、変更する区間の長さが一キロメートル以上のもの</p> <p>電圧が十七万ボルト以上で、かつ、移設する区間の長さが一キロメートル以上のもの</p> <p>電圧が十七万ボルト以上で、かつ、施設更新を行う区間の長さが一キロメートル以上のもの</p>	<p>—</p>				
-----------------------	--	--	----------	--	---	---	----------	--	--	--	--

<p>七 石油パイプライン又は石油貯蔵所の設置又は変更</p>	<p>(一) 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第五号)第二条第二項の石油パイプライン(以下「石油パイプライン」という。)の設置</p> <p>(二) 石油パイプラインの導管の延長</p> <p>(三) 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)第二条第二号の屋外タンク貯蔵所(原油、揮発油、灯油、軽油又は重油を貯蔵するものに限る。以下「石油貯蔵所」という。)の新設</p> <p>(四) 石油貯蔵所の増設(五)に該当するものを除く。</p> <p>(五) 石油貯蔵所の施設更新</p>	<p>石油パイプラインに属する導管(地下に埋設する部分を除く。以下「導管」という。)の長さが十五キロメートルを超えるもの</p> <p>延長する部分の長さが七・五キロメートル以上であり、かつ、延長後の長さが十五キロメートル以上のも</p> <p>貯蔵能力の合計が三万キロリットル以上のもの</p> <p>増加する貯蔵能力の合計が一万五千キロリットル以上で、かつ、増設後の貯蔵能力の合計が三万キロリットル以上のもの</p> <p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 新たな施設の貯蔵能力の合計が三万キロリットル以上のもの(ロに該当するものを除く。)</p> <p>ロ 増加する貯蔵能力の合計が一万五千キロリットル以上で、かつ、施設更新後の貯蔵能力の合計が三万キロリットル以上のもの</p>	<p>石油パイプラインに属する導管(地下に埋設する部分を除く。以下「導管」という。)の長さが十五キロメートルを超えるもの</p> <p>延長する部分の長さが七・五キロメートル以上であり、かつ、延長後の長さが十五キロメートル以上のも</p> <p>貯蔵能力の合計が三万キロリットル以上のもの</p> <p>増加する貯蔵能力の合計が一万五千キロリットル以上で、かつ、増設後の貯蔵能力の合計が三万キロリットル以上のもの</p> <p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 工場の用に供する敷地面積が九千平方メートル以上のもの</p> <p>ロ 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第二号の建築面積(以下「建築面積」という。)の合計が三千平方メートル以上のもの</p>
<p>八 工場の設置又は変更</p>	<p>(一) 製造業(物品の加工修理業を含む。)に係る工場又は事業場で、大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第二項のばい煙発生施設、同条第九項の一般粉じん発生施設及び同条第十項の特定粉じん発生施設、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)第二条第二項の特定施設、騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第二条第一項の特定施設又は振</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 工場の用に供する敷地面積が九千平方メートル以上のもの</p> <p>ロ 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第二号の建築面積(以下「建築面積」という。)の合計が三千平方メートル以上のもの</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 工場の用に供する敷地面積が一万八千平方メートル以上のもの</p> <p>ロ 建築面積の合計が六千平方メートル以上のもの</p>

<p>九 終末処理場の設置又は変更</p>	<p>(一) 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第六号の終末処理場(以下「終末処理場」という。)の新設</p> <p>(二) 終末処理場の増設(三)に該当するものを除く。</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 終末処理場の用に供する敷地面積が五ヘクタール以上のもの</p> <p>ロ 終末処理場の汚泥処理能力(固形物量)の合計が一日当たり百トン以上のもの</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 終末処理場の用に供する敷地面積が十ヘクタール以上のもの</p> <p>ロ 終末処理場の汚泥処理能力(固形物量)の合計が一日当たり二百トン以上のもの</p>
<p>(三) 工場の施設更新</p>	<p>(二) 工場の増設(三)に該当するものを除く。</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 増加する敷地面積が四千五百平方メートル以上で、かつ、増設後の敷地面積が九千平方メートル以上のもの</p> <p>ロ 増加する建築面積の合計が千五百平方メートル以上で、かつ、増設後の建築面積の合計が三千平方メートル以上のもの</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 増加する敷地面積が九千平方メートル以上で、かつ、増設後の敷地面積が一万八千平方メートル以上のもの</p> <p>ロ 増加する建築面積の合計が三千平方メートル以上で、かつ、増設後の建築面積の合計が六千平方メートル以上のもの</p>
<p>動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)第二条第一項の特定施設を有するもの(以下「工場」という。)の新設</p>	<p>(三) 工場の施設更新</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 既存の施設の全部を除却する場合で、新たな工場の用に供する敷地面積が九千平方メートル以上のもの</p> <p>ロ 既存の施設の一部を除却する場合で、増加する敷地面積が四千五百平方メートル以上で、かつ、施設更新後の敷地面積が九千平方メートル以上のもの</p> <p>ハ 新たな施設の建築面積の合計が三千平方メートル以上のもの(二)に該当するものを除く。</p> <p>ニ 増加する建築面積の合計が千五百平方メートル以上で、かつ、施設更新後の建築面積の合計が三千平方メートル以上のもの</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 既存の施設の全部を除却する場合で、新たな工場の用に供する敷地面積が一万八千平方メートル以上のもの</p> <p>ロ 既存の施設の一部を除却する場合で、増加する敷地面積が九千平方メートル以上で、かつ、施設更新後の敷地面積が一万八千平方メートル以上のもの</p> <p>ハ 新たな施設の建築面積の合計が六千平方メートル以上のもの(二)に該当するものを除く。</p> <p>ニ 増加する建築面積の合計が三千平方メートル以上で、かつ、施設更新後の建築面積の合計が六千平方メートル以上のもの</p>

<p>十 廃棄物処理施設の設置又は変更</p>	<p>(一) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第八条第一項の一般廃棄物処理施設で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第四条第一項第七号の焼却施設、同項第九号のばいじん又は焼却灰の処理施設、同項第十号の高速堆肥化処理施設、同項第十一号の破碎施設、同項第十三号の選別施設及び同項第十四号の固形燃料化施設(以下「ごみ処理施設」という。)の新設</p>	<p>(二) ごみ処理施設の増設(三)に該当するもの</p>	<p>増加する処理能力の合計が一日当たり百</p>
	<p>(三) 終末処理場の施設更新</p>	<p>次のいずれかに該当するもの        イ 既存の施設の全部を除却する場合で、新たな終末処理場の用に供する敷地面積が五ヘクタール以上のもの        ロ 既存の施設の一部を除却する場合で、増加する終末処理場の敷地面積が二・五ヘクタール以上で、かつ、施設更新後の敷地面積が五ヘクタール以上のもの        ハ 新たな施設の施工区域面積の合計が五ヘクタール以上のもの        ニ 新たな施設の汚泥処理能力(固形物量)の合計が一日当たり百トン以上のもの(ホに該当するものを除く。)        ホ 増加する汚泥処理能力(固形物量)の合計が一日当たり五十トン以上で、かつ、施設更新後の汚泥処理能力の合計が一日当たり百トン以上のもの</p>	<p>積が五ヘクタール以上のもの        ロ 増加する汚泥処理能力(固形物量)の合計が一日当たり五十トン以上で、かつ、増設後の汚泥処理能力の合計が一日当たり百トン以上のもの</p>
		<p>次のいずれかに該当するもの        イ 既存の施設の全部を除却する場合で、新たな終末処理場の用に供する敷地面積が十ヘクタール以上のもの        ロ 既存の施設の一部を除却する場合で、増加する終末処理場の敷地面積が五ヘクタール以上で、かつ、施設更新後の敷地面積が十ヘクタール以上のもの        ハ 新たな施設の施工区域面積の合計が十ヘクタール以上のもの        ニ 新たな施設の汚泥処理能力(固形物量)の合計が一日当たり二百トン以上のもの(ホに該当するものを除く。)        ホ 増加する汚泥処理能力(固形物量)の合計が一日当たり百トン以上で、かつ、施設更新後の汚泥処理能力の合計が一日当たり二百トン以上のもの</p>	<p>が十ヘクタール以上のもの        ロ 増加する汚泥処理能力(固形物量)の合計が一日当たり百トン以上で、かつ、増設後の汚泥処理能力の合計が一日当たり二百トン以上のもの</p>

<p>を除く。)</p>	<p>トン以上で、かつ、増設後の処理能力の合計が一日当たり二百トン以上のもの</p>	
<p>(三) ごみ処理施設の施設更新</p>	<p>次のいずれかに該当するもの  イ 新たな施設の処理能力の合計が一日当たり二百トン以上のもの(ロに該当するものを除く。)  ロ 増加する処理能力の合計が一日当たり百トン以上で、かつ、施設更新後の処理能力の合計が一日当たり二百トン以上のもの</p>	<p>—</p>
<p>(四) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八條第一項のし尿処理施設(以下「し尿処理施設」という。)の新設</p>	<p>処理能力の合計が一日当たり百キロリットル以上のもの</p>	<p>—</p>
<p>(五) し尿処理施設の増設(六)に該当するものを除く。)</p>	<p>増加する処理能力の合計が一日当たり五十キロリットル以上で、かつ、増設後の処理能力の合計が一日当たり百キロリットル以上のもの</p>	<p>—</p>
<p>(六) し尿処理施設の施設更新</p>	<p>次のいずれかに該当するもの  イ 新たなし尿処理施設の処理能力の合計が一日当たり百キロリットル以上のもの(ロに該当するものを除く。)  ロ 増加する処理能力の合計が一日当たり五十キロリットル以上で、かつ、施設更新後の処理能力の合計が一日当たり百キロリットル以上のもの</p>	<p>—</p>
<p>(七) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八條第一項の最終処分場(陸上において処理するものに限る。以下「一般廃棄物の陸上最終処分場」という。)の設置</p>	<p>埋立処分場の場所の面積(以下「埋立面積」という。)が一ヘクタール以上又は埋立容量が五万立方メートル以上のもの</p>	<p>—</p>
<p>(八) 一般廃棄物の陸上最終処分場の増設</p>	<p>増加する埋立面積が五千平方メートル以上で、かつ、増設後の埋立面積が一ヘクタール</p>	<p>—</p>

<input type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施	<input type="checkbox"/> 産業廃棄物の中間処理施設の施設更新	<input type="checkbox"/> (十) 産業廃棄物の中間処理施設の増設(□に該当するものを除く。)	<input type="checkbox"/> (九) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七條第一号から第十三号の二までの施設(以下「産業廃棄物の中間処理施設」という。)の新設	
埋立面積が一ヘクタール以上又は埋立容	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 既存の施設の全部を除却する場合で、新たな産業廃棄物の中間処理施設の用に供する敷地面積が九千平方メートル以上のもの</p> <p>ロ 既存の施設の一部を除却する場合で、増加する敷地面積が四千五百平方メートル以上で、かつ、施設更新後の敷地面積が九千平方メートル以上のもの</p> <p>ハ 新たな施設の建築面積の合計が三千平方メートル以上のもの(二に該当するものを除く。)</p> <p>ニ 増加する建築面積の合計が千五百平方メートル以上で、かつ、施設更新後の建築面積の合計が三千平方メートル以上のもの</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 増加する敷地面積が四千五百平方メートル以上で、かつ、増設後の敷地面積が九千平方メートル以上のもの</p> <p>ロ 増加する建築面積の合計が千五百平方メートル以上で、かつ、増設後の建築面積の合計が三千平方メートル以上のもの</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 産業廃棄物の中間処理施設の用に供する敷地面積が九千平方メートル以上のもの</p> <p>ロ 建築面積の合計が三千平方メートル以上のもの</p>	ル以上のもの又は増加する埋立容量が二万五千立方メートル以上で、かつ、増設後の埋立容量が五万立方メートル以上のもの

	<p>行令第七条第十四号の最終処分場（陸上において処理するものに限る。以下「産業廃棄物の陸上最終処分場」という。）の設置</p> <p>□ 産業廃棄物の陸上最終処分場の増設</p>	<p>量が五万立方メートル以上のもの。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第二条の四第五号の特定有害産業廃棄物（以下「特定有害産業廃棄物」という。）に係るものについては、埋立面積が千平方メートル以上のもの</p> <p>増加する埋立面積が五千平方メートル以上で、かつ、増設後の埋立面積が一ヘクタール以上のもの又は増加する埋立容量が二万五千立方メートル以上で、かつ、増設後の埋立容量が五万立方メートル以上のもの。ただし、特定有害産業廃棄物に係るものについては、増加する埋立面積が五百平方メートル以上で、かつ、増設後の埋立面積が千平方メートル以上のもの</p>	
<p>十一 埋立て又は干拓</p>	<p>公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第一条第一項の埋立又は同条第二項の干拓</p>	<p>埋立て又は干拓の面積が十五ヘクタール以上のもの</p>	<p>埋立て又は干拓の面積が三十ヘクタール以上のもの</p>
<p>十二 ふ頭の設置</p>	<p>(一) ふ頭（船舶を係留するための岸壁、その前面の泊地、船客の乗降又は貨物の荷さばきを行うための固定的な施設及びこれらの施設の機能を確保するために必要な護岸、臨港交通施設その他の施設の総体をいう。以下同じ。）の新設</p> <p>(二) ふ頭の施設更新（船舶を係留するための岸壁の除却を伴う場合に限る。）</p>	<p>係船岸の水深が十二メートル以上で、かつ、長さが二百四十メートル以上のもの</p> <p>新たなふ頭の係船岸の水深が十二メートル以上で、かつ、長さが二百四十メートル以上のもの</p>	<p>係船岸の水深が十五メートル以上で、かつ、長さが四百八十メートル以上のもの</p> <p>新たなふ頭の係船岸の水深が十五メートル以上で、かつ、長さが四百八十メートル以上のもの</p>
<p>十三 住宅団地の設置</p>	<p>(一) 住宅団地（一団の土地に集団的に建設される住宅及びその附帯施設の総体をいう。以下同じ。）の新設</p> <p>(二) 住宅団地の施設更新</p>	<p>住宅戸数が千五百戸以上のもの</p> <p>新たな住宅の戸数が千五百戸以上のもの</p>	<p>住宅戸数が三千戸以上のもの</p> <p>新たな住宅の戸数が三千戸以上のもの</p>

<p>十五 自動車駐 車場の設置又 は変更</p>	<p>(一) 道路の路面外に設置する自動車の駐車 のための施設（臨時に設置するものを除 く。以下「駐車場」という。）の新設</p> <p>(二) 駐車場の増設（三）に該当するものを除 く。）</p> <p>(三) 駐車場の施設更新</p>	<p>同時駐車能力が千台以上（住宅の居住者が 利用する自動車の台数を除く。）のもの</p> <p>増加する同時駐車能力が五百台以上で、か つ、増設後の同時駐車能力が千台以上（住宅 の居住者が利用する自動車の台数を除く。） のもの</p> <p>次のいずれかに該当するもの イ 新たな駐車場の同時駐車能力が千台以 上（住宅の居住者が利用する自動車の台数 を除く。）のもの（ロ）に該当するものを除 く。） ロ 増加する同時駐車能力が五百台以上で、 かつ、施設更新後の同時駐車能力が千台以 上（住宅の居住者が利用する自動車の台数 を除く。）のもの</p>	<p>同時駐車能力が二千台以上（住宅の居住者 が利用する自動車の台数を除く。）のもの</p> <p>増加する同時駐車能力が千台以上で、か つ、増設後の同時駐車能力が二千台以上（住 宅の居住者が利用する自動車の台数を除 く。）のもの</p> <p>次のいずれかに該当するもの イ 新たな駐車場の同時駐車能力が二千台 以上（住宅の居住者が利用する自動車の台 数を除く。）のもの（ロ）に該当するものを 除く。） ロ 増加する同時駐車能力が千台以上で、か つ、施設更新後の同時駐車能力が二千台以 上（住宅の居住者が利用する自動車の台数 を除く。）のもの</p>	<p>十四 高層建築 物の設置</p>	<p>(一) 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一 号）第二条第一号の建築物（以下この項に おいて「建築物」という。）の新築</p> <p>(二) 建築物の施設更新</p>	<p>新たな建築物の高さが百メートルを超え、 かつ、延べ面積が十万平方米を超える もの。ただし、特定の地域にあつては、新た な建築物の高さが百八メートルを超え、か つ、延べ面積が十五万平方米を超える もの</p> <p>同時駐車能力が千台以上（住宅の居住者が 利用する自動車の台数を除く。）のもの</p> <p>増加する同時駐車能力が五百台以上で、か つ、増設後の同時駐車能力が千台以上（住宅 の居住者が利用する自動車の台数を除く。） のもの</p> <p>次のいずれかに該当するもの イ 新たな駐車場の同時駐車能力が千台以 上（住宅の居住者が利用する自動車の台数 を除く。）のもの（ロ）に該当するものを除 く。） ロ 増加する同時駐車能力が五百台以上で、 かつ、施設更新後の同時駐車能力が千台以 上（住宅の居住者が利用する自動車の台数 を除く。）のもの</p>	<p>建築基準法施行令第二条第一項第六号（同 号）の規定を除く。）の建築物の高さ（以下 この項において「高さ」という。）が百メー トルを超え、かつ、同項第四号（同号ただし 書は適用しない。）の延べ面積（以下この項 において「延べ面積」という。）が十平方 メートルを超えるもの。ただし、条例第二十 条第四項の規則で定める地域（以下この項に おいて「特定の地域」という。）にあつては、 高さが百八メートルを超え、かつ、延べ面 積が十五万平方米メートルを超えるもの</p>
-----------------------------------	---	--	--	-------------------------	--	---	---

<p>十八 土地区画整理法(昭和二十九年法律第二百十九号)第二条第一項に規定する土地区画整理事業</p>	<p>十七 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第一百十号)第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業</p>	<p>十六 卸売市場の設置又は変更</p>
<p>土地区画整理事業の施行</p>	<p>流通業務団地造成事業の施行</p>	<p>(一) 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第二条第二項の卸売市場(以下「卸売市場」という。)の新設</p> <p>(二) 卸売市場の増設(三)に該当するものを除く。</p> <p>(三) 卸売市場の施設更新</p>
<p>施行する土地の区域(この項において「事業区域」という。)の面積が四十ヘクタール以上のもの。ただし、事業区域に樹林地、草地、水辺地又は岩石地(以下「樹林地等」という。)を十五ヘクタール以上含む場合にあつては、事業区域の面積が二十ヘクタール以上のもの</p>	<p>全てのもの</p>	<p>卸売市場の用に供する敷地面積が十ヘクタール以上のもの</p> <p>増加する敷地面積が五ヘクタール以上で、かつ、増設後の敷地面積が十ヘクタール以上のもの</p> <p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 既存の施設の全部を除却する場合で、卸売市場の用に供する敷地面積が十ヘクタール以上のもの</p> <p>ロ 既存の施設の一部を除却する場合で、増加する敷地面積が五ヘクタール以上で、かつ、施設更新後の敷地面積が十ヘクタール以上のもの</p> <p>ハ 新たな施設の施工区域面積の合計が十ヘクタール以上のもの</p>
<p>事業区域の面積が八十ヘクタール以上のもの。ただし、樹林地等を三十ヘクタール以上含む場合にあつては、事業区域の面積が四十ヘクタール以上のもの</p>	<p>全てのもの</p>	<p>卸売市場の用に供する敷地面積が二十ヘクタール以上のもの</p> <p>増加する敷地面積が十ヘクタール以上で、かつ、増設後の敷地面積が二十ヘクタール以上のもの</p> <p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 既存の施設の全部を除却する場合で、卸売市場の用に供する敷地面積が二十ヘクタール以上のもの</p> <p>ロ 既存の施設の一部を除却する場合で、増加する敷地面積が十ヘクタール以上で、かつ、施設更新後の敷地面積が二十ヘクタール以上のもの</p> <p>ハ 新たな施設の施工区域面積の合計が二十ヘクタール以上のもの</p>

<p>十九 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第三百三十四号）第二条第一項に規定する新住宅市街地開発事業</p>	<p>新住宅市街地開発事業の施行</p>	<p>施行する土地の区域の面積が四十ヘクタール以上のもの</p>	<p>—</p>
<p>二十 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第二条第五項に規定する工業団地造成事業</p>	<p>工業団地造成事業の施行</p>	<p>全てのもの</p>	<p>全てのもの</p>
<p>二十一 都市再開発法（昭和十四年法律第三十八号）第二条第一号に規定する市街地再開発事業</p>	<p>市街地再開発事業の施行</p>	<p>施行する土地の区域の面積が二十ヘクタール以上のもの</p>	<p>施行する土地の区域の面積が四十ヘクタール以上のもの</p>
<p>二十二 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第二条第一項に規定する新都市基盤整備事業</p>	<p>新都市基盤整備事業の施行</p>	<p>全てのもの</p>	<p>全てのもの</p>

<p>二十三 大都市 地域における 住宅及び住宅 地の供給の促 進に関する特 別措置法(昭和 五十年法律第 六十七号)第二 条第四号に規 定する住宅街 区整備事業</p>	<p>二十四 都市計 画法第四条第 十一項に規定 する第二種特 定工作物の設 置又は変更</p>	
<p>住宅街区整備事業の施行</p>	<p>(一) 第二種特定工作物の新設</p> <p>(二) 第二種特定工作物の増設(三)に該当するものを除く。</p> <p>(三) 第二種特定工作物の施設更新</p>	
<p>施行する土地の区域の面積が二十ヘクタール以上のもの</p>	<p>施行する土地の区域(この項において「事業区域」という。)の面積が四十ヘクタール以上のもの。ただし、事業区域に樹林地等を十五ヘクタール以上含む場合にあつては、事業区域の面積が二十ヘクタール以上のもの</p> <p>増加する面積が二十ヘクタール以上で、かつ、増設後の事業区域の面積が四十ヘクタール以上のもの。ただし、増加する事業区域内に樹林地等を七・五ヘクタール以上含む場合にあつては、増加する面積が十ヘクタール以上のもの</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 新たな第二種特定工作物の事業区域の面積が四十ヘクタール以上のもの(口本文に該当するものを除く)。ただし、事業区域に樹林地等を十五ヘクタール以上含む場合にあつては、事業区域の面積が二十ヘクタール以上のもの(ロただし書に該当するものを除く。)</p> <p>ロ 増加する面積が二十ヘクタール以上で、かつ、施設更新後の事業区域の面積が四十ヘクタール以上のもの。ただし、増加する事業区域内に樹林地等を七・五ヘクタール</p>
<p>施行する土地の区域の面積が四十ヘクタール以上のもの</p>	<p>事業区域の面積が八十ヘクタール以上のもの。ただし、事業区域に樹林地等を三十ヘクタール以上含む場合にあつては、事業区域の面積が四十ヘクタール以上のもの</p> <p>増加する面積が四十ヘクタール以上で、かつ、増設後の事業区域の面積が八十ヘクタール以上のもの。ただし、増加する事業区域内に樹林地等を十五ヘクタール以上含む場合にあつては、増加する面積が二十ヘクタール以上のもの</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 新たな第二種特定工作物の事業区域の面積が八十ヘクタール以上のもの(口本文に該当するものを除く)。ただし、事業区域に樹林地等を三十ヘクタール以上含む場合にあつては、事業区域の面積が四十ヘクタール以上のもの(ロただし書に該当するものを除く。)</p> <p>ロ 増加する面積が四十ヘクタール以上で、かつ、施設更新後の事業区域の面積が八十ヘクタール以上のもの。ただし、増加する事業区域内に樹林地等を十五ヘクタール</p>

<p>二十五 建築物の建築の用に供する目的で行う土地の造成(二の項から二十四の項までに掲げるものに係る土地の造成を除く。)</p>	<p>建築基準法第二条第一号の建築物の建築の用に供する目的で行う土地の造成</p>	<p>以上含む場合にあつては、増加する面積が十ヘクタール以上のもの</p> <p>施行する土地の区域(この項において「事業区域」という。)の面積が四十ヘクタール以上のもの。ただし、事業区域に樹林地等を十五ヘクタール以上含む場合にあつては、事業区域の面積が二十ヘクタール以上のもの</p>	<p>以上含む場合にあつては、増加する面積が二十ヘクタール以上のもの</p> <p>事業区域の面積が八十ヘクタール以上のもの。ただし、事業区域に樹林地等を三十ヘクタール以上含む場合にあつては、事業区域の面積が四十ヘクタール以上のもの</p>
<p>二十六 土石の採取又は鉞物の掘採</p>	<p>土、砂利(砂及び玉石を含む。)若しくは採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第二条の岩石の採取(洗浄を含む。)又は鉞業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第三条の鉞物の掘採</p>	<p>施行する土地の区域の面積(工区を分割する場合にあつては、全体の区域の面積)が十ヘクタール以上のもの</p>	<p>—</p>

備考

- 一 この表の施設更新からは、補修工事等施設の保全のために行う行為が別に定める行為を除く。
- 二 この表の施設更新には、新たな施設の敷地の敷地の一部のみが既存の施設の敷地の範囲にあることとなる行為を含む。ただし、この表の一の項に規定する高架の道路又は橋りよりの施設更新及び同表の三の項に規定する高架の本線路又は橋りよう(本線路に係るものに限る。)の施設更新については、この限りでない。
- 三 条例別表備考に規定する同一の用に供する新たな施設とは、施設更新がなされる前と同一の対象事業に係る施設の用に供する新たな施設をいう。